

第529回 海務協議会

(1) 日時：平成26年11月12日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例」について
監視部：菅 上席監視官
2. 「在港船扱い」に係る手続きについて
監視部：菅 上席監視官
3. 「韓国」及び「北朝鮮」に係る港コードについて
監視部：菅 上席監視官
4. 消費税法施行令改正に伴う「輸出物品販売場制度」の改正について
監視部：菅 上席監視官
5. 「千葉港及び木更津港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」
の変更について
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成27年 1月 15日（木）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

(平成26年10月現在)

平成26年3月1日より運用を開始している出港前報告制度における積荷情報の報告に関して、日本国税関によるリスク分析の妨げとなりかねない不適切な事例が見受けられます。

- ・ 報告義務者である船会社及び利用運送事業者は、日本国税関が積荷情報のリスク分析を確実にできるよう、適切かつ詳細な内容の報告をしてください。
- ・ 船会社と利用運送事業者は、それぞれ相手の報告に必要な情報（船舶情報、マスターB/L番号及びハウスB/L情報の有無など）を提供し、不一致情報が出力されることのないよう、協力して互いに情報の共有を図り、適切な内容の報告をしてください。

今後もしも不適切な報告をしていることを確認した日本国税関は、事前通知(HLD)を実施して適切な報告を要請するほか、不適切な報告の中に虚偽報告の疑いがある場合には必要な調査を行うことがあります。

参考として不適切な報告事例を例示しますので、適切なお報告をお願いいたします。

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

1. 荷送人、荷受人及び着荷通知先

荷送人、荷受人及び着荷通知先の「名称」、「住所」及び「電話番号」について、次のような不適切報告事例がありましたので、ご注意ください。

① 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に記号のみを入力している事例

報告内容		入力項目
.	ピリオド1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
..	ピリオド2文字	「着荷通知先名」
/	スラッシュ1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
//	スラッシュ2文字	「着荷通知先名」
-	ハイフン1文字	「着荷通知先名」
-----	ハイフン7文字	「荷送人名」
-----	ハイフン9文字	「荷受人名」
**	アスタリスク2文字	「着荷通知先名」
***	アスタリスク3文字	「着荷通知先名」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

② 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄にアルファベット1～2文字のみ等を入力している事例

(平成26年10月更新)

報告内容		入力項目
A	アルファベット1文字	「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」
D		「着荷通知先名」
O		「着荷通知先名」
Y		「荷受人名」
GW	アルファベット2文字	「荷送人名」、「荷受人名」
HF		「荷受人名」、「着荷通知先名」
MX		「荷送人名」
OJ		「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」
TO		「荷受人名」
YK		「着荷通知先名」
TO:	アルファベットと記号の組合せ	「荷受人名」
TO;		「荷受人名」

※ 「TO ORDER」と入力される場合は、荷受人名欄に「TO」荷受人住所欄に「ORDER」ではなく、両方の欄に「TO ORDER」と入力するほか、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を入力してください。その際、荷受人国名コード欄に着荷通知先と同じ国名コードを入力してください。

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

③ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に国名・都市名・住所のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
NIPPON	NIPPONのみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
SHANGHAI	SHANGHAIのみ	「荷送人名」
1-2-3 ○○-CHO,○○-SHI	住所のみ	「荷受人名」 「着荷通知先名」

④ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に電話番号・FAX番号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
TEL: ○○-○○○○-○○○○	電話番号のみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
FAX: ○○-○○○○-○○○○	FAX番号のみ	「荷受人名」 「着荷通知先名」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑤ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄にATTN（ATTENTION：担当者）のみを入力している事例

（平成26年10月追加）

報告内容		入力項目
ATTN: MR.〇〇〇〇	ATTENTION(担当者)のみ	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」

- ⑥ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「同じ」を意味する表記を入力している事例

（平成26年10月追加）

報告内容		入力項目
AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
AS SAME CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
DITTO	同じを意味する語	「着荷通知先名」
SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「荷送人名」 「着荷通知先名」
SAME AS NOTIFY	同じを意味する語	「荷受人名」
THE SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先名」
THE SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先名」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑦ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「C/O (CARE OF)」を用いて入力している事例

「Company Name A Care of (C/O) Company Name B」の場合、Care of (C/O)は使用せず、名称欄には「Company A」で報告してください。

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
C/O ○○ COMPANY	本来報告すべき名称 (C/O以前)が入力されていない	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」

- ⑧ 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に「O/B (ON BEHALF OF)」を用いて入力している事例

「Company Name A On Behalf of (O/B) Company Name B」の場合、On Behalf of (O/B)は使用せず、名称欄には「Company B」で報告してください。

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
○○ COMPANY ON BEHALF OF	本来報告すべき名称 (ON BEHALF OF以下)が入力されていない	「荷送人名」 「荷受人名」 「着荷通知先名」
○○ COMPANY O/B	本来報告すべき名称 (O/B以下)が入力されていない	「荷送人名」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

⑨ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に記号のみを入力している事例

報告内容	入力項目
.	ピリオド1文字又はピリオド連続入力
.	ピリオドと空白を複数回繰返し
, , , , , , , , , ,	カンマと空白を複数回繰返し
* * * * * * * * * *	アスタリスクと空白を複数回繰返し
- -	ハイフン1文字
. - - . - - . - - - . - - . * * * * * * * * * * * * * * *	2種類の記号の組合せ

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑩ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に数字又は略語のみを入力している事例

(平成26年10月更新)

報告内容		入力項目
1	数字1文字のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
N/A	不明を意味する略語	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

- ⑪ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に名称のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
〇〇 COMPANY	会社名のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑫ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に電話番号・FAX番号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
TEL: ○○-○○○○-○○○○	電話番号のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
FAX: ○○-○○○○-○○○○	FAX番号のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

- ⑬ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄にATTN (ATTENTION : 担当者)のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
ATTN: MR.○○○○	ATTENTION(担当者)のみ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

⑭ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に「同じ」又は「別添参照」を意味する表記を入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
AS PER ATTACHED RIDER	別添参照を意味する語	「荷送人住所」
DITTO	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS ABOVE	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS CONSIGNEE	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS CONSIGNEE'S ADDRESS	同じを意味する語	「着荷通知先住所」
SAME AS NOTIFY PARTY	同じを意味する語	「荷受人住所」

⑮ 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に国名のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
JAPAN	JAPANのみ	「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
KOREA	KOREAのみ	「荷送人住所」
CHINA	CHINAのみ	「荷送人住所」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑩ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄が空欄であり、住所欄にも電話番号の入力がない事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
(空欄)	電話番号欄が空欄 (住所欄にも電話番号の入力なし)	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

- ⑪ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄に記号のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
. . .	ピリオド1文字又はピリオド連続入力	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
?	クエスチョンマーク1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
-	ハイフン1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

- ⑱ 「荷送人電話番号」「荷受人電話番号」「着荷通知先電話番号」欄に数字1文字又は2文字のみを入力している事例

(平成26年10月追加)

報告内容		入力項目
0 1	数字1文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」
00	数字2文字	「荷送人電話番号」 「荷受人電話番号」 「着荷通知先電話番号」

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

2. コンテナ番号

コンテナ番号について、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。
このほか、マスターBL情報のコンテナ番号とハウスBL情報のコンテナ番号が異なる報告事例がありましたので、船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、同一のコンテナ番号を入力してください。

(平成26年10月追加)

報告内容	
. (ピリオド)	記号1文字
0 1	数字1文字
A B D K X	アルファベット1文字
11	数字2文字
XX NO WH NC	アルファベット2文字
555 123 456	数字3文字
AAA TBA WHL	アルファベット3文字
NA	不明を意味する略語
NO1	その他

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

3. 船舶コード

船舶コードについて、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。また、船会社及び利用運送事業者が報告した船舶コードの相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 船舶コード欄には IMO番号や船名ではなく、信号符字(コールサイン)を入力してください。
(参考)NACCSに登録されている船舶コード : <http://www.naccscenter.com/system/code/scac-code.html>
- ・ NACCSに登録されていない船舶コードを入力する場合は、「船舶コード」のほか、「積載名」及び「船舶国籍コード」の入力が必須となります。また、この場合、船舶コード欄には、「ZZZZZ」等と入力するのではなく、正確な船舶コードを入力して報告してください。

(平成26年10月更新)

報告内容	
(例) 1234567	IMO番号(数字7桁)
0 1 2 6 S V X	数字、アルファベット1文字
11 35 56 CN FM JP PA PP XX 1C 1E 2K 2T 2H 2K 2T 2V 2X 3A 3B 3E 3F	数字、アルファベット2文字
JKB QZB	アルファベット3文字
FAOMOSA □ C 3FTA... V. 004N	「□」(空欄)や「. 」(ピリオド)を含めて入力
NA NM N/M UNKNOWN	不明を意味する略語
XXXXXX ZZZZZ ZZZZZZZ	「X」又は「Z」の連続入力
(例) ZEIKANMARU	積載船名

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

4. 船積港コード

船積港コードについて、該当する港コードがNACCSに登録されているにもかかわらず、次のように、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードが入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。また、船会社及び利用運送事業者が報告した船積港コードの相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ コンテナ貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする港(※1)について、港コード(NACCSに登録されている国連LOCODE 5桁)(※2)を正確に入力してください。

(※1)トランシップされる貨物の報告においては、一番最初に貨物を積出した港(通常は輸出地)を「仕出港」とし、トランシップにより我が国に入港しようとする外国貿易船に船積みした港を「船積港」として報告してください。

(※2)NACCSに登録されている船積港コード：<http://www.naccscenter.com/system/code/index.html?no=1>

(平成26年10月追加)

船積港	報告内容	正しい船積港コード
TIANJINXINGANG(天津新港)	CNZZZ	CNTXG
CHIWAN(赤湾港)	CNZZZ	CNCWN
SHEKOU(中国・蛇口港)	CNZZZ	CNSHK
SHENZHEN(中国・深圳港)	CNZZZ	CNSZX
NINGBO(中国・寧波港)	CNZZZ	CNNGB
KEELUNG(台湾・基隆港)	TWZZZ	TWKEL
LAEM CHABANG(タイ・レムチャバン港)	THZZZ	THLCH
PORT KELANG(マレーシア・ポートケラン港)	MYZZZ	MYPKG

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

5. 船卸港コード

船卸港コードについて、類似の港名又は港コードであること、及び近隣の港であること等から、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・コンテナ貨物を船卸しする港(※1)について、港コード(NACCSに登録されている国連LOCODE 5桁)(※2)を正確に入力してください。

(※1)例えば、東京港において外国貿易船から船卸しし、通関後、内航船により小笠原港へ運搬する場合など、船卸港と荷渡港と異なる場合は、前者を入力することに注意してください。

(※2)NACCSに登録されている船卸港コード：<http://www.naccscenter.com/system/code/index.html?no=1>

(平成26年10月追加)

船卸港	報告内容	正しい船卸港コード
愛知・名古屋港	JPNGY(大分・名護屋「なごや」港)	JPNGO
福岡・博多港	JPHKS(愛媛・伯方「はかた」港)	JPHKT
静岡・清水港	JPTSZ(高知・清水港)	JPSMZ
北海道・苫小牧港	JPTOM(徳島・富岡「とみおか」港)	JPTMK
佐賀・伊万里港	JPIMA(長崎・今福「いまふく」港)	JPIMI
東京・東京港	JPOGA(東京・小笠原港)	JPTYO
福岡・博多港	JPXHT(福岡・博多港沖)	JPHKT
兵庫・神戸港	JPXUK(兵庫・神戸港沖)	JPUKB

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

6. 船積港枝番

船積港枝番について、一航海において同一の港に複数回寄港していないにもかかわらず、船積港枝番の欄に枝番「1」～「9」が入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。

また、船会社及び利用運送事業者が報告した船積港枝番の相違により、船舶情報の不一致情報が出力されることがあります。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は「1」を入力し、3回目に寄港する場合は「2」を入力してください。
- ・ 寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないようにしてください。

7. 船卸港枝番

船卸港枝番について、一航海において同一の港に複数回寄港していないにもかかわらず、船卸港枝番の欄に枝番「1」～「9」が入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。
なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は「1」を入力し、3回目に寄港する場合は「2」を入力してください。
- ・ 寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないようにしてください。

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

8. 品名

品名について、次のような不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名（一般名称又は商品名）を入力してください。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を350桁以内で可能な限り記載していただく必要があります。

(平成26年10月更新)

報告内容	
A S V BO CN CT FM LG PP PU RC XX BAG FAN PAD	アルファベット1～3文字
「HOUSEHOLD GOODS」、「HOUSEHOLD EFFECTS」、 「HOUSEHOLD PLASTIC GOODS」	あいまいな品名表記
「AS PER ATTACHED」、「AS PER ATTACHED SHEET」、「AS PER ATTACHED LIST」、「DETAILS AS PER ATTACHED LIST」	別添参照を意味する語
NA N/A NM N/M	不明を意味する略語
XXXXXX	「X」の連続入力
「HOME APPLIANCES」、「SPARE PARTS」、「PLASTIC PARTS」、 「CHEMICAL」、「LEATHER」、「FOOD」、「FOOD ITEMS」、「OTHER MACHINES」、 「PLASTICS」、「PLASTICS ARTICLES」、「STC 10 PALLETS」、「FAK(FREIGHT ALL KINDS)」、 「GENERAL CARGOES」	その他積荷の内容を容易に特定できないもの

※ なお、下記アドレス(*)で公表されている積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、NACCSで入力要件チェックが行われ受理不可(処理結果としてエラーコード「S0067」を通知)となります。

(*)受理不可品名：http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/annex09.pdf

出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例

9. 代表品目番号

代表品目番号について、次のように、世界共通の番号でない98類のコードが入力された不適切な報告事例がありましたのでご注意ください。なお、入力する際には以下の点に留意してください。

- ・ 貨物の代表品目をHSコード6桁(世界各国で利用されている01類～97類までのコード)で入力してください。
- ・ なお、98類のコードが入力された不適切な報告事例において、品名欄に「引越貨物」を意味する「HOUSEHOLD GOODS」等と入力された事例がありました。我が国のHSコードには、引越貨物用のものはありませんのでご注意ください。

(平成26年10月更新)

報告内容	
980000 980100 980300 980400 980500 980600 981300 981700 981800	HSコード98類(6桁)

2. 「在港船扱い」に係る手続きについて

本船が入渠（修理）後の試運転やタンククリーニング等のため、一時的に開港を出港し洋上にて前記作業等を行い、その理由消滅後直ちに同一の開港に戻る場合には「在港船扱い（又は航行中扱い）」として、当該本船名や航行スケジュール等を記載した「願書」を提出していただいたうえで、その出入港を認めているところですが、当該扱いに係る根拠規定は以下のとおりです。

（関税法基本通達 17-4：特殊な場合における船舶等の入出港）

次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。

ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」の提出又は口頭により届け出させるものとする。

- (1) 正規の手続により開港又は税関空港を出港した後、次の理由のみにより再び同一の開港又は税関空港に入港し、その理由の消滅後直ちに再出港する場合
 - イ 異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による航行上の支障
 - ロ 急病患者、密航者、被救助者等の下船又は降機
 - ハ 乗り遅れた船員の乗船、水先案内人の乗下船又は遭難船舶若しくは遭難貨物の引渡し
 - ニ 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合

- (2) 避難等のやむを得ない理由のため、一時開港又は税関空港を出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港又は税関空港に入港する場合

※「等」に含まれる事例・・・大型船であるため錨地での「バース待ち」が認められず、一時的に開港を出港することが「港長の指示」である場合

- (3) 外国貿易船がガス発生貨物を積載して入港した場合のガス抜き作業、タンククリーニング又は修理中の船舶が試運転等を行うのみの目的で、一時開港を出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

※「等」に含まれる事例・・・例示のほか、「開港区域内では実施が困難な作業」を、一時出港後に行う場合

本手続（規定）につきましては、今後も特段変更される予定はありませんが、税関ではこれまで通り、前記根拠規定に沿って「在港船扱い（又は航行中扱い）」を認めるか否かの判断をいたします。

当然ながら、認められなかった場合には、通常の出・入港（とん税手続き※を含む）手続きが必要となります（※出港後、24 時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合は、とん税法第 7 条の「非課税」に該当）。

規定に沿わないケースの場合には、前広にご相談いただきますよう、お願いいたします。

3. 「韓国」及び「北朝鮮」に係る港コードについて

NACCS にて入港関係手続きを行ううえで、「仕出港コード」欄や「外国の寄港地コード」欄に5桁（国名コード2桁＋地域コード3桁）の「港コード（国連 LOCODE）」を入力していただいているところですが、「韓国（国名コード：KR）」及び「北朝鮮（国名コード：KP）」の港コード（港名）には、似たような表記が存在しております。

<例>

韓国（KR）		北朝鮮（KP）	
港コード	港名	港コード	港名
KRONS	<u>ONSAN</u>	KPWON	<u>WONSAN</u>
KRPTK	<u>PYEONGTAEK</u>	KPFNJ	<u>PYONGYANG</u>
<u>KRCHA</u>	CHEJU	KPCHO	CHONGJIN
<u>KRCHF</u>	CHINHAE		
<u>KRCHN</u>	CHONJU		

入力の際には、「NACCS 掲示板」に掲載されている「国連 LOCODE 表」をご確認のうえ、正しい入力を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、「国連 LOCODE 表」に該当する港コードが存在しない場合には港コード欄には「KR(KP)ZZZ」と入力し、港名欄に港名（20 桁以内）を入力していただくことになっております。韓国・北朝鮮ともに「朝鮮語」を公用語としているため、上記以外の港でも似たような港名が存在するようですので、港コードを使用し入力する場合及び「ZZZ」入力する場合ともに、どちらの国に位置している港かをご確認のうえ、NACCS 入力をお願いいたします。

7 月の海務協議会でも説明したとおり、北朝鮮籍船舶の入港については「人道目的に限り」解除されている等、北朝鮮に対する制裁は「一部解除」に留まっており、税関では、事前報告を含む入港関係書類により、入港する船舶の北朝鮮寄港履歴を把握、確認したうえで必要な取締りを行っておりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

輸出物品販売場制度の改正について

平成 26 年 4 月
国 税 庁

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 141 号）等により、輸出物品販売場制度について、主に次の 1 から 3 の改正が行われました。

なお、これらの改正は、**平成 26 年 10 月 1 日以後**に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者^(注)が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開業しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。



適用開始時期

平成 26 年 10 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用

1 免税対象物品の範囲の拡大

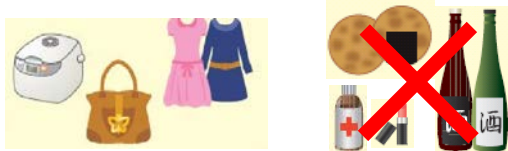
食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、その非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売額の合計が 5 千円超 50 万円までの範囲内の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

販売方法

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ 指定された方法により包装されていること。

《改正前》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品は**免税販売の対象外**。



《改正後》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品も**免税販売の対象**。



非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

消耗品の包装方法

消耗品の包装方法は、次の要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより封印をする方法によります。

	袋の要件	箱の要件
①	プラスチック製であり、無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール製、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	
③	本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

（注）消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることは妨げない。

包装方法の詳細については、観光庁のホームページでご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html

2 輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加



同一の輸出物品販売場において、その非居住者に対して1日に販売する一般物品（消耗品以外の通常生活の用に供する物品をいいます。）の額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写し^(注)を、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しなければならないこととされました。

(注) パスポートの場合、パスポートの番号、一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。

保存期間 輸出物品販売場を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から**7年間**

3 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を経営する事業者は「購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）」を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「購入者誓約書（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。

この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（購入者に対し交付する領収書の写し等）を購入記録票等に貼付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できることとされました。

《改正前》

法令において定められていた様式

【購入記録票】

輸出免税物品購入記録票 Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export			伝票番号 Ref. No.	
所轄税務署 Tax office concerned	納税地 Place for Tax Payment	販売場所在地 Selling Place	販売者氏名 Seller's Name	
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality	購入年月日 Date of Purchase
	旅券 PASSPORT		購入者氏名(英字体)及び生年月日 Name in Full in Block Letters and Date of Birth of Purchaser	
上陸年月日 Date of Landing	在留資格 Status of Residence		月 Month	日 Date
品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price	年 Year	販売価額 Price

出題の際には、上記の物品（裏面2ただし裏に該当した物品を除く。）をこの票とともに税関に提示して下さい。
When you depart from Japan, you are requested to show the customs the above commodities, together with this card, except for those exempted from tax by virtue of the Proviso of the second Remark on the reverse side.

《改正後》

① 様式の弾力化

法令において、記載すべき事項のみ定める。

※ 記載すべき事項については下の表を参照。

② 記載すべき事項の簡素化

記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（作成者の氏名又は名称が記載されたもの）を購入記録票等に貼付け、かつ、明細書等と購入記録票等とを割印した場合には、明細書等に記載された事項の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出物品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○

※ 購入記録票には、上記の①から⑥の事項のほか、「本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨」や「本邦から出国するまで購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。

外国人旅行者の方へ

ご注意ください！



本日購入された「消費税免税物品」については、次のように法令で定められていますので、必ずお守りください。

1. 携帯して出国してください。

- ・ 出国前に他人に譲渡してはいけません。
- ・ 別送する場合には、事前に税関での手続が必要です。
- ・ 出国の際に携帯していなかったときは、消費税が徴収されます。

2. 出国の際には、「購入した免税物品」とパスポートに貼付した「輸出免税物品購入記録票」を税関に提示してください。

- ・ スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。



購入後



空港等



税関出国カウンター

購入物品の提示

パスポートの提示



税務署

公 示

千葉港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(平成17年4月1日千掲示第1号)を下記のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定に基づき、公示します。

平成26年9月30日

千葉税関支署長 松野 史利

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
千葉港船員サービスセンター 浮棧橋	[交通] 京葉シーバース、コスモシーバース けい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
千葉中央埠頭 A岸壁～H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、 ゲートを経由すること。
船橋中央埠頭 北B岸壁～北L岸壁 M1岸壁～M4岸壁 南A岸壁～南E岸壁 (積卸に限る。)	
日の出A岸壁～C岸壁 (積卸に限る。)	
船橋東埠頭 A岸壁～I岸壁 (積卸に限る。)	
千葉港出洲埠頭 A岸壁～F岸壁 (積卸に限る。)	
市原岸壁A、B (積卸に限る。)	

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
袖ヶ浦 A 1岸壁～C 3岸壁 D岸壁 E 1岸壁～E 4岸壁 F 1岸壁・F 2岸壁 (積卸に限る。)	
今井A岸壁～E岸壁 (積卸に限る。)	
保税地域前面の岸壁又は 物揚場 (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
出光興産(株) 千葉製油所 第1～第3原油栈橋 8号、10号、13号～15号 栈橋 千葉工場 2号～4号、6号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、出光興産(株)千葉製油所に設置された入出門ゲートを經由すること。
極東石油工業合同会社千葉製油所 受入栈橋 製品出荷栈橋1号、2号、8号、 9号	[交通] 制限区域への出入に際しては、極東石油工業合同会社千葉製油所に設置された入出門ゲートを經由すること。
コスモ石油(株)千葉製油所 第2号、第7号、第10号、 第14号、第15号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、コスモ石油(株)千葉製油所に設置された入出門ゲートを經由すること。
住友化学(株)千葉工場 姉崎地区D、E栈橋 袖ヶ浦第I地区J、K、L栈橋 袖ヶ浦第II地区O、P、S 2栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、住友化学(株)千葉工場に設置された入出門ゲートを經由すること。
東京ガス(株)袖ヶ浦工場 1号～3号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)袖ヶ浦工場に設置された入出門ゲートを經由すること。
富士石油(株)袖ヶ浦製油所 120,000DWT栈橋 1号～5号製品出荷栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、富士石油(株)袖ヶ浦製油所に設置された入出門ゲートを經由すること。
三井化学(株)市原工場 2号、3号、5号～7号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、三井化学(株)市原工場に設置された入出門ゲートを經由すること。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。

公 示

木更津港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(平成18年11月1日千掲示第1号)を下記のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定に基づき、公示します。

平成26年9月30日

千葉税関支署長 松野 史利

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
マリンサービス(株) 木更津通船発着所	[積卸] 船用品及び荷送品に限る。
木更津埠頭 E岸壁(積卸に限る。)	
木更津埠頭 F、G、H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
保税地域の前面の岸壁又は物揚場(積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
東京電力(株)富津火力発電所 第1、第2棧橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京電力(株)富津火力発電所に設置された入出門ゲートを経由すること。
新日鐵住金(株)君津製鐵所 中央岸壁 5号～8号、12号棧橋 東岸壁 2号～11号岸壁 西岸壁 4号～12号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、新日鐵住金(株)君津製鐵所に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。